

泉大津市教育委員会会議 令和7年第3回定例会

会議事項

(令和7年3月19日)

会議事項

- 日程第 1 議案第 9 号 泉大津市教育委員会教育事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価外部委員の委嘱について
- 日程第 2 議案第 10 号 泉大津市学校運営協議会委員の任命について
- 日程第 3 議案第 11 号 教育事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価の実施について
- 日程第 4 議案第 12 号 泉大津市教育委員会に関する規則等の一部を改正する規則（案）について
- 日程第 5 議案第 13 号 泉大津市教育委員会事務局処務規程等の一部を改正する規程（案）について
- 日程第 6 議案第 14 号 第2次泉大津市教育振興基本計画の策定について
- 日程第 7 議案第 15 号 「令和7年度 学校園に対する教育方針」について
- 日程第 8 議案第 16 号 地域学校協働活動推進員の委嘱について
- 日程第 9 議案第 17 号 泉大津市スポーツ推進委員の委嘱について
- 日程第 10 議案第 18 号 市立総合体育館の臨時休館について
- 日程第 11 報告第 6 号 動産の取得について
- 日程第 12 報告第 7 号 泉大津市教育委員会の後援名義使用について
- 日程第 13 議案第 19 号 令和6年度教育委員会表彰被表彰者の追加決定について
- 日程第 14 議案第 20 号 令和6年度泉大津市一般会計補正予算について
- 日程第 15 議案第 21 号 令和7年度当初泉大津市立小・中学校一般教職員人事について
- 日程第 16 議案第 22 号 令和7年度当初泉大津市立小・中学校管理職人事について

教育委員会資料
7. 3. 19
教育政策課

議案第9号

泉大津市教育委員会教育事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価外部委員の委嘱について

1 楽 旨

泉大津市教育委員会教育事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価外部委員設置要綱に基づき、教育に対し学識経験を有する者のうちから、泉大津市教育委員会が委嘱するものである。

2 根拠法令等

泉大津市教育委員会教育事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価外部委員設置要綱
(組織)

第3条 委員は、3人以内で組織する。

- 2 委員は、教育に対し学識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2箇年度とする。
- 4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は再任されることができる。

3 定員及び任期

定員 3人以内

任期 2箇年度 (令和7年4月1日～令和9年3月31日)

4 候補者

別紙1のとおり

別紙1

令和7・8年度

泉大津市教育委員会教育事務の管理及び執行の状況に関する

点検及び評価外部委員候補者名簿

ふりがな 氏名	肩書
いい よしひと 伊井 義人	教 授 大阪公立大学大学院文学研究科
みやはし さゆり 宮橋 小百合	准 教 授 和歌山大学教育学部

教育委員会資料
7. 3. 19
教育政策課

議案第10号

泉大津市学校運営協議会委員の任命について

1 楽 旨

令和7年度泉大津市学校運営協議会委員の任命を、泉大津市教育委員会の事務委任等に関する規則第2条及び第3条第1項に基づき、臨時に教育長に代理させることを諮るもの。

2 根拠法令

泉大津市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則
(委員の任命)

第7条 協議会の委員は、10名（2以上の学校について1の協議会を設置する場合にあっては、15名）以内とし、次に掲げる者の中から、校長の推薦により、教育委員会が任命する。

泉大津市教育委員会の事務委任等に関する規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

(8) その他教育委員会が重要と認める事項

第3条 教育委員会は、会議の議決に基づき、前条各号に掲げる事務を教育長に臨時に代理させることができる。

3 今後の予定

- ・4月1日 各小・中学校学校運営協議会委員任命
- ・4月定例会 令和7年度学校運営協議会委員の決定の報告

教育委員会資料
7. 3. 19
教育政策課

議案第11号

教育事務の管理及び執行の状況に関する点検 及び評価の実施について

1 趣 旨

教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていく趣旨から行うものである。

2 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

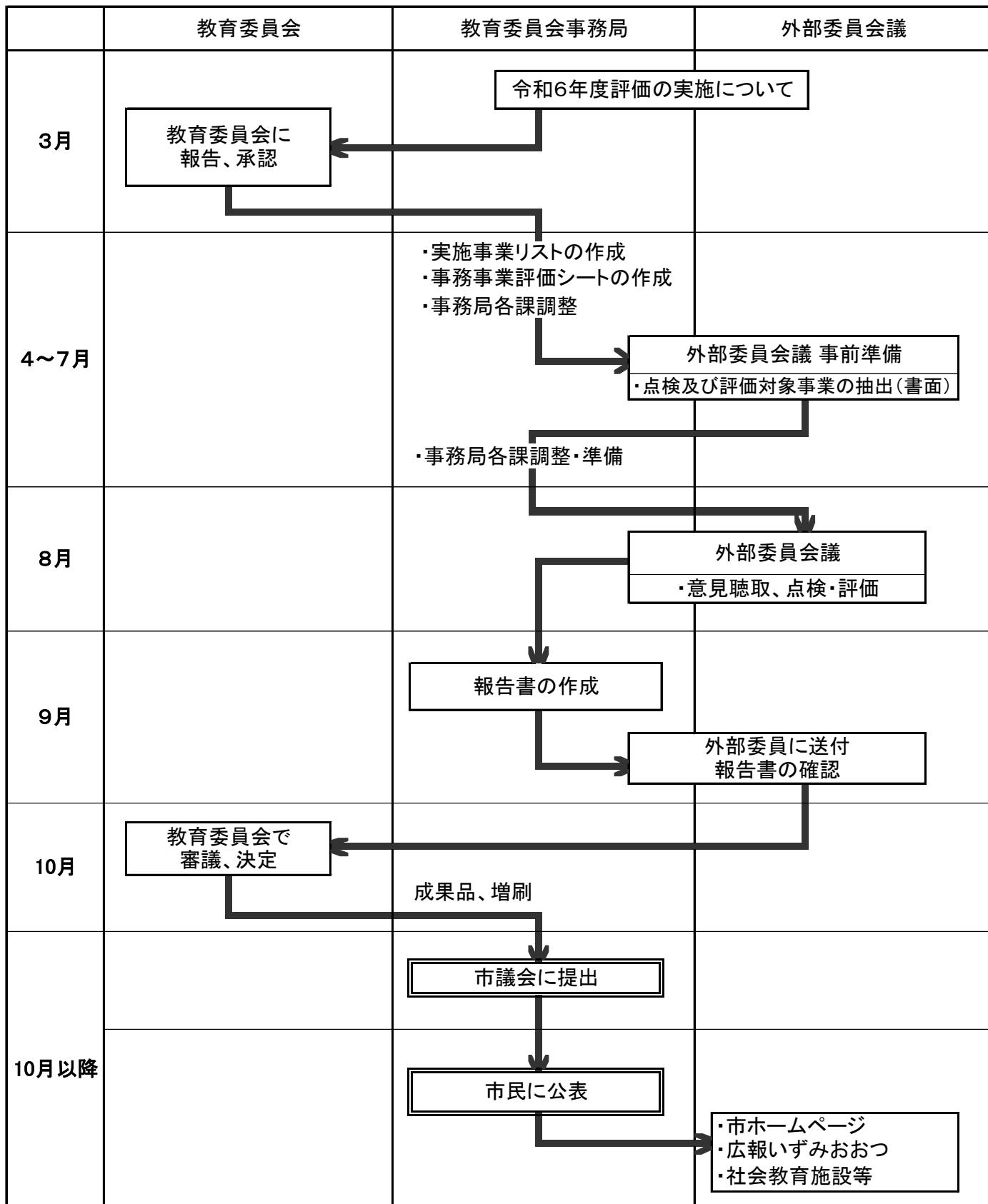
第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

3 内 容

別紙2のとおり

令和7年度(令和6年度事業)
「教育に関する事務の点検及び評価」フロー図



教育委員会資料
7. 3. 19
教育政策課

議案第12号

泉大津市教育委員会に関する規則等の一部を改 正する規則（案）について

1 趣 旨

機構改革に伴い、泉大津市教育委員会に関する規則における所要の規則の一部改正を行うものである。

2 改正内容

別紙3のとおり

3 施行期日等

改正後の規則は、令和7年4月1日から施行する。

泉大津市教育委員会規則第 号

泉大津市教育委員会に関する規則等の一部を改正する規則（案）

（泉大津市教育委員会に関する規則の一部改正）

第1条 泉大津市教育委員会に関する規則（昭和27年泉大津市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項及び第2項ただし書中「教育部長」を「局長」に改める。

（教育委員が教育長の職務を代理する場合の事務の委任に関する規則の一部改正）

第2条 教育委員が教育長の職務を代理する場合の事務の委任に関する規則（平成30年泉大津市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条中「教育部長」を「局長」に改める。

（泉大津市教育委員会公印規則の一部改正）

第3条 泉大津市教育委員会公印規則（昭和49年泉大津市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表7の項名称の欄中「教育部長」を「教育委員会事務局長」に改め、同項用途の欄中「教育部長名」を「事務局長名」に改め、同項管理者の欄中「教育部長」を「事務局長」に改める。

別表中32の項を削り、同表33の項書体の欄中「同」を「てん書」に改め、同項を同表32の項とし、同表中34の項を33の項とする。

（泉大津市就学支援委員会規則の一部改正）

第4条 泉大津市就学支援委員会規則（令和2年泉大津市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第9条中「教育部」を削る。

（泉大津市スポーツ施設運営委員会規則の一部改正）

第5条 泉大津市スポーツ施設運営委員会規則（令和2年泉大津市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第8条中「教育部スポーツ青少年課」を「生涯学習課」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

泉大津市教育委員会に関する規則等新旧対照表

第1 泉大津市教育委員会に関する規則新旧対照表（第1条関係）

改 正 案	現 行
(職員) 第9条 事務局に <u>局長</u> 、指導主事、社会教育主事、事務職員、技術職員その他の職員を置く。	(職員) 第9条 事務局に <u>教育部長</u> 、指導主事、社会教育主事、事務職員、技術職員その他の職員を置く。
2 前項の職員は泉大津市職員定数条例（昭和24年泉大津市条例第21号）に基づき、委員会が任免する。ただし、 <u>局長</u> は事務局職員の中から任命しなければならない。	2 前項の職員は泉大津市職員定数条例（昭和24年泉大津市条例第21号）に基づき、委員会が任免する。ただし、 <u>教育部長</u> は事務局職員の中から任命しなければならない。
3 (略)	3 (略)

第2 教育委員が教育長の職務を代理する場合の事務の委任に関する規則新旧対照表（第2条関係）

改 正 案	現 行
(事務を委任する職員) 第3条 前条の規定により教育長職務代理者が教育長の事務の一部を委任する職員は、 <u>局長</u> の職にある者とする。	(事務を委任する職員) 第3条 前条の規定により教育長職務代理者が教育長の事務の一部を委任する職員は、 <u>教育部長</u> の職にある者とする。
2 前項の規定により教育長職務代理者から教育長の事務の一部を委任された <u>局長</u> （以下「委任事務を執行する <u>局長</u> 」という。）は、委任された事務のうち、自ら執行することが適當	2 前項の規定により教育長職務代理者から教育長の事務の一部を委任された <u>教育部長</u> （以下「委任事務を執行する <u>教育部長</u> 」という。）は、委任された事務のうち、自ら執行するこ

改 正 案	現 行
<p>でないと認める事案については、前項の規定にかかわらず、教育長職務代理者の指示を受けるものとする。</p> <p>(報告)</p> <p>第4条 委任事務を執行する<u>局長</u>は、次に掲げる事項について、教育長職務代理者に報告しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>とが適当でないと認める事案については、前項の規定にかかわらず、教育長職務代理者の指示を受けるものとする。</p> <p>(報告)</p> <p>第4条 委任事務を執行する<u>教育部長</u>は、次に掲げる事項について、教育長職務代理者に報告しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

第3 泉大津市教育委員会公印規則新旧対照表（第3条関係）

改 正 案	現 行																																																																																																		
<p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番 号</th><th>名 称</th><th>寸法 (ミリメートル)</th><th>書 体</th><th>印 材</th><th>用 途</th><th>管理者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～6</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>7</td><td>教育委員会事務局長の印</td><td>方20</td><td>てん書</td><td>硬質ゴム</td><td>事務局長名をもつてする文書</td><td>事務局長</td></tr> <tr> <td>8～31</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>32</td><td>総合体育館の印</td><td>方21</td><td>てん書</td><td>柘</td><td>総合体育館名をもつてする文書</td><td>同</td></tr> <tr> <td>33</td><td>総合体育館長の印</td><td>方20</td><td>同</td><td>硬質ゴム</td><td>総合体育館長名をもつてする文書</td><td>同</td></tr> </tbody> </table>	番 号	名 称	寸法 (ミリメートル)	書 体	印 材	用 途	管理者	1～6	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	7	教育委員会事務局長の印	方20	てん書	硬質ゴム	事務局長名をもつてする文書	事務局長	8～31	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)								32	総合体育館の印	方21	てん書	柘	総合体育館名をもつてする文書	同	33	総合体育館長の印	方20	同	硬質ゴム	総合体育館長名をもつてする文書	同	<p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番 号</th><th>名 称</th><th>寸法 (ミリメートル)</th><th>書 体</th><th>印 材</th><th>用 途</th><th>管理者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～6</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>7</td><td>教育部長の印</td><td>方20</td><td>てん書</td><td>硬質ゴム</td><td>教育部長名をもつてする文書</td><td>教育部長</td></tr> <tr> <td>8～31</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>32</td><td>スポーツ青少年課長の印</td><td>方20</td><td>てん書</td><td>同</td><td>スポーツ青少年課長名をもつてする文書</td><td>スポーツ青少年課長</td></tr> <tr> <td>33</td><td>総合体育館の印</td><td>方21</td><td>同</td><td>柘</td><td>総合体育館名をもつてする文書</td><td>同</td></tr> <tr> <td>34</td><td>総合体育館長の印</td><td>方20</td><td>同</td><td>硬質ゴム</td><td>総合体育館長名をもつてする文書</td><td>同</td></tr> </tbody> </table>	番 号	名 称	寸法 (ミリメートル)	書 体	印 材	用 途	管理者	1～6	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	7	教育部長の印	方20	てん書	硬質ゴム	教育部長名をもつてする文書	教育部長	8～31	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	32	スポーツ青少年課長の印	方20	てん書	同	スポーツ青少年課長名をもつてする文書	スポーツ青少年課長	33	総合体育館の印	方21	同	柘	総合体育館名をもつてする文書	同	34	総合体育館長の印	方20	同	硬質ゴム	総合体育館長名をもつてする文書	同
番 号	名 称	寸法 (ミリメートル)	書 体	印 材	用 途	管理者																																																																																													
1～6	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																													
7	教育委員会事務局長の印	方20	てん書	硬質ゴム	事務局長名をもつてする文書	事務局長																																																																																													
8～31	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																													
32	総合体育館の印	方21	てん書	柘	総合体育館名をもつてする文書	同																																																																																													
33	総合体育館長の印	方20	同	硬質ゴム	総合体育館長名をもつてする文書	同																																																																																													
番 号	名 称	寸法 (ミリメートル)	書 体	印 材	用 途	管理者																																																																																													
1～6	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																													
7	教育部長の印	方20	てん書	硬質ゴム	教育部長名をもつてする文書	教育部長																																																																																													
8～31	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																													
32	スポーツ青少年課長の印	方20	てん書	同	スポーツ青少年課長名をもつてする文書	スポーツ青少年課長																																																																																													
33	総合体育館の印	方21	同	柘	総合体育館名をもつてする文書	同																																																																																													
34	総合体育館長の印	方20	同	硬質ゴム	総合体育館長名をもつてする文書	同																																																																																													

第4 泉大津市就学支援委員会規則新旧対照表（第4条関係）

改 正 案	現 行
(委員会の庶務) 第9条 委員会の庶務は、教育委員会事務局指導課において処理する。	(委員会の庶務) 第9条 委員会の庶務は、教育委員会事務局 <u>教育部</u> 指導課において処理する。

第5 泉大津市スポーツ施設運営委員会規則新旧対照表（第5条関係）

改 正 案	現 行
(委員会の庶務) 第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局 <u>生涯学習課</u> において処理する。	(委員会の庶務) 第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局 <u>教育部</u> スポーツ青少年課において処理する。

教育委員会資料
7. 3. 19
教育政策課

議案第13号

泉大津市教育委員会事務局処務規程等の一部を 改正する規程（案）について

1 趣 旨

機構改革に伴い、泉大津市教育委員会事務局処務規程における所要の規程の一部改正を行うものである。

2 改正内容

別紙4のとおり

3 施行期日等

改正後の規程は、令和7年4月1日から施行する。

泉大津市教育委員会規程第 号

泉大津市教育委員会事務局処務規程等の一部を改正する規程（案）

（泉大津市教育委員会事務局処務規程の一部改正）

第1条 泉大津市教育委員会事務局処務規程（平成30年泉大津市教育委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（内部組織）

第1条 泉大津市教育委員会に関する規則（昭和27年泉大津市教育委員会規則第1号）第8条第2項の規定に定める泉大津市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の内部組織は、次のとおりとする。

教育政策課

政策総務係

保健給食係

指導課

学事係

指導係

生涯学習課

生涯学習推進係

文化財係

スポーツ青少年係

第2条第2項中「教育部長」を「局長」に、「教育部内」を「事務局内」に改める。

第3条の見出し中「教育部長等」を「局長等」に改め、同条第1項中「教育部（以下「部」という。）」を「事務局」に、「教育部長」を「局長」に改め、同条第2項中「部」を「事務局」に改め、同条第3項中「部」を「事務局」に、「部参事」を「事務局参事」に改める。

第5条の見出し中「部の」を削り、同条中「部」を「事務局」に改め、生涯学

習課の項に次のように加える。

スポーツ青少年係

- (1) 青少年の健全育成に資する施策の企画及び立案並びに推進に関する事。
- (2) 放課後児童クラブに関する事。
- (3) 放課後こども教室に関する事。
- (4) 青少年団体に関する事。
- (5) 成人式に関する事。
- (6) 社会体育及びレクリエーションに関する施策の企画及び立案並びに推進に関する事。
- (7) スポーツ推進委員に関する事。
- (8) 社会体育施設に関する事。
- (9) 学校体育館の貸与に関する事。
- (10) 社会体育団体に関する事。
- (11) 大阪府から使用許可を受ける汐見公園、助松埠頭中央緑地及び泉大津旧港B地区緑地（なぎさ公園テニスコート）の管理運営に関する事。
- (12) 泉大津市都市公園条例（昭和47年泉大津市条例第31号）別表第1（穴師公園の項を除く。）及び別表第2に掲げる公園施設の管理運営に関する事。

第5条中スポーツ青少年課の項を削る。

（泉大津市教育委員会所管事務専決規程の一部改正）

第2条 泉大津市教育委員会所管事務専決規程（平成24年泉大津市教育委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「教育部長」を「局長」に、「平成24年泉大津市教育委員会規程第1号」を「平成30年泉大津市教育委員会規程第1号」に、「教育部（以下「部」という。）」を「教育委員会事務局（以下「事務局」という。）」に改め、同条第5号から第7号までの規定中「部」を「事務局」に改め、同条第8号中「部参事」を「事務局参事」に、「部」を「事務局」に改める。

第4条及び第6条中「教育部長」を「局長」に改める。

第7条の見出し並びに同条第1項及び第2項中「教育部長」を「局長」に改め、同条第3項中「第一項」を「第1項」に改め、「部参事」を「事務局参事」

に、「教育部長」を「局長」に改める。

第8条第3項中「第一項」を「第1項」に改める。

第9条、第13条の見出し並びに同条第2項及び第3項中「教育部長」を「局長」に改める。

別表第1共通専決事項第1項の表中「教育部長」を「局長」に、「部参事」を「事務局参事」に改める。

別表第1共通専決事項第2項の表、別表第2個別専決事項第1項の表及び別表第2個別専決事項第2項の表中「教育部長」を「局長」に改める。

別表第2個別専決事項第3項の表中「教育部長」を「局長」に改め、同表に次のように加える。

26 青少年健全育成の推進 に関すること。			○
27 放課後児童クラブの運 営に関すること。			○
28 スポーツ・レクリエー ションの推進に関するこ と。			○
29 社会体育施設の使用許 可及び管理運営に関するこ と。			○
30 大阪府から使用許可を 受ける汐見公園、助松埠頭 中央緑地及び泉大津旧港 B 地区緑地（なぎさ公園テニ スコート）の利用及び維持 に関すること。			○
31 大阪府から使用許可を 受ける汐見公園、助松埠頭 中央緑地及び泉大津旧港 B			○

地区緑地（なぎさ公園テニスコート）に係る利用料金に関すること。			
3 2 泉大津市スポーツ施設運営委員会の事務に関すること。			○
3 3 総合体育館の臨時休館、開館及び閉館時間の変更に関すること。			○

別表第2個別専決事項第4項の表を削る。

(泉大津市教育委員会文書規程の一部改正)

第3条 泉大津市教育委員会文書規程（令和6年泉大津市教育委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第8条中「「部長」」を「「局長」」に改める

(泉大津市立幼稚園教員任用委員会規程の一部改正)

第4条 泉大津市立幼稚園教員任用委員会規程（平成24年泉大津市教育委員会規程第3号）の一部を次のように改正する。

第6条中「教育部長」を「局長」に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

泉大津市教育委員会事務局処務規程等新旧対照表

第1 泉大津市教育委員会事務局処務規程新旧対照表（第1条関係）

改 正 案	現 行
<u>(内部組織)</u>	<u>(内部組織)</u>
<u>第1条 泉大津市教育委員会に関する規則（昭和27年泉大津市教育委員会規則第1号）第8条第2項の規定に定める泉大津市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の内部組織は、次のとおりとする。</u>	<u>第1条 泉大津市教育委員会に関する規則（昭和27年泉大津市教育委員会規則第1号）第8条第2項の規定に定める泉大津市教育委員会事務局の内部組織は、次のとおりとする。</u>
<u>教育部</u>	<u>教育部</u>
<u>教育政策課</u>	<u>教育政策課</u>
<u>政策総務係</u>	<u>政策総務係</u>
<u>保健給食係</u>	<u>保健給食係</u>
<u>指導課</u>	<u>指導課</u>
<u>学事係</u>	<u>学事係</u>
<u>指導係</u>	<u>指導係</u>
<u>生涯学習課</u>	<u>生涯学習課</u>
<u>生涯学習推進係</u>	<u>生涯学習推進係</u>
<u>文化財係</u>	<u>文化財係</u>
<u>スポーツ青少年係</u>	<u>スポーツ青少年課</u>
<u>青少年育成係</u>	<u>青少年育成係</u>
<u>スポーツ振興係</u>	<u>スポーツ振興係</u>
<u>(組織の活用)</u>	<u>(組織の活用)</u>
<u>第2条 (略)</u>	<u>第2条 (略)</u>
<u>2 局長は、所掌事務の範囲内において緊急に処理しなければならない特定の重要課題の解決を図るため、事務局内にプロジェクトチームに準ず</u>	<u>2 教育部長は、所掌事務の範囲内において緊急に処理しなければならない特定の重要課題の解決を図るため、教育部内にプロジェクトチーム</u>

改 正 案	現 行
<p>る組織を置くことができる。 (局長等の設置)</p>	<p>に準ずる組織を置くことができる。 (教育部長等の設置)</p>
<p>第3条 <u>事務局</u>に<u>局長</u>、課に課長、係に係長をそれぞれ置く。</p>	<p>第3条 <u>教育部</u> (以下「部」という。)に<u>教育部長</u>、課に課長、係に係長をそれぞれ置く。</p>
<p>2 <u>事務局</u>に次長、課に課長補佐を置くことができる。</p>	<p>2 部に次長、課に課長補佐を置くことができる。</p>
<p>3 前2項に定めるもののほか、特に必要があるときは、<u>事務局</u>に理事、統括監及び<u>事務局参事</u>、課に課参事、担当長、統括主査、主査及び主任を置くことができる。</p>	<p>3 前2項に定めるもののほか、特に必要があるときは、部に理事、統括監及び<u>部参事</u>、課に課参事、担当長、統括主査、主査及び主任を置くことができる。</p>
<p>(分掌事務)</p>	<p>(部の分掌事務)</p>
<p>第5条 <u>事務局</u>の分掌事務は、次のとおりとする。</p>	<p>第5条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p>
<p>教育政策課</p>	<p>教育政策課</p>
<p>政策総務係</p>	<p>政策総務係</p>
<p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(1)～(3) (略)</p>
<p>(4) <u>事務局</u>職員及び教育機関の人事及び給与に関すること。</p>	<p>(4) 部職員及び教育機関の人事及び給与に関すること。</p>
<p>(5)～(15) (略)</p>	<p>(5)～(15) (略)</p>
<p>(16) 前各号に掲げるもののほか、<u>事務局</u>の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。</p>	<p>(16) 前各号に掲げるもののほか、部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。</p>
<p>保健給食係 (略)</p>	<p>保健給食係 (略)</p>
<p>指導課 (略)</p>	<p>指導課 (略)</p>
<p>生涯学習課</p>	<p>生涯学習課</p>
<p>生涯学習推進係 (略)</p>	<p>生涯学習推進係 (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>文化財係 (略)</p> <p><u>スポーツ青少年係</u></p> <p>(1) <u>青少年の健全育成に資する施策の企画及び立案並びに推進に關すること。</u></p> <p>(2) <u>放課後児童クラブに關すること。</u></p> <p>(3) <u>放課後こども教室に關すること。</u></p> <p>(4) <u>青少年団体に關すること。</u></p> <p>(5) <u>成人式に關すること。</u></p> <p>(6) <u>社会体育及びレクリエーションに関する施策の企画及び立案並びに推進に關すること。</u></p> <p>(7) <u>スポーツ推進委員に關すること。</u></p> <p>(8) <u>社会体育施設に關すること。</u></p> <p>(9) <u>学校体育館の貸与に關すること。</u></p> <p>(10) <u>社会体育団体に關すること。</u></p> <p>(11) <u>大阪府から使用許可を受ける汐見公園、助松埠頭中央緑地及び泉大津旧港B地区緑地（なぎさ公園テニスコート）の管理運営に關すること。</u></p> <p>(12) <u>泉大津市都市公園条例（昭和47年泉大津市条例第31号）</u> <u>別表第1（穴師公園の項を除</u></p>	<p>文化財係 (略)</p>

改 正 案	現 行
<p><u>く。) 及び別表第2に掲げる公園施設の管理運営に関すること。</u></p>	<p><u>スポーツ青少年課</u></p> <p><u>青少年育成係</u></p> <p><u>(1) 青少年の健全育成に資する施策の企画及び立案並びに推進に関すること。</u></p> <p><u>(2) 放課後児童クラブに関すること。</u></p> <p><u>(3) 放課後こども教室に関すること。</u></p> <p><u>(4) 青少年団体に関すること。</u></p> <p><u>(5) 成人式に関すること。</u></p> <p><u>(6) スポーツ青少年課に置く係の所掌事務に関する調整に関すること。</u></p> <p><u>(7) 前各号に掲げるもののほか、スポーツ青少年課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。</u></p> <p><u>スポーツ振興係</u></p> <p><u>(1) 社会体育及びレクリエーションに関する施策の企画及び立案並びに推進に関すること。</u></p> <p><u>(2) スポーツ推進委員に関すること。</u></p> <p><u>(3) 社会体育施設に関すること。</u></p> <p><u>(4) 学校体育館の貸与に関すること。</u></p>

改 正 案	現 行
	<p>と。</p> <p>(5) <u>社会体育団体に</u>関すること。</p> <p>(6) <u>大阪府から</u>使用許可を受ける <u>汐見公園、助松埠頭中央緑地及</u> <u>び泉大津旧港B地区緑地（なぎさ</u> <u>公園テニスコート）の</u>管理運営 に<u>関すること。</u></p> <p>(7) <u>泉大津市都市公園条例（昭和</u> <u>47年泉大津市条例第31号）</u> <u>別表第1（穴師公園の項を除</u> <u>く。）及び別表第2に掲げる公園</u> <u>施設の管理運営に</u>関すること。</p>

第2 泉大津市教育委員会所管事務専決規程新旧対照表（第2条関係）

改 正 案	現 行
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規程における用語の意義は、次の当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>局長</u> 泉大津市教育委員会事務局処務規程（平成30年泉大津市教育委員会規程第1号。以下「処務規程」という。）第1条に規定する<u>泉大津市教育委員会事務局</u>（以下「事務局」という。）の長をいう。</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規程における用語の意義は、次の当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>教育部長</u> 泉大津市教育委員会事務局処務規程（平成24年泉大津市教育委員会規程第1号。以下「処務規程」という。）第1条に規定する<u>教育部</u>（以下「部」という。）の長をいう。</p>

改 正 案	現 行
(5) 理事 処務規程第1条に規定する <u>事務局</u> の理事をいう。	(5) 理事 処務規程第1条に規定する部の理事をいう。
(6) 統括監 処務規程第1条に規定する <u>事務局</u> の統括監をいう。	(6) 統括監 処務規程第1条に規定する部の統括監をいう。
(7) 次長 処務規程第1条に規定する <u>事務局</u> の次長をいう。	(7) 次長 処務規程第1条に規定する部の次長をいう。
(8) <u>事務局</u> 参事 処務規程第1条に規定する <u>事務局</u> の参事をいう。	(8) 部参事 処務規程第1条に規定する部の参事をいう。
(9)～(14) (略)	(9)～(14) (略)
(専決対象事項)	(専決対象事項)
第4条 教育長、 <u>局長</u> 及び課長が決定できる共通専決事項は、おおむね別表1に定めるとおりとする。	第4条 教育長、 <u>教育部長</u> 及び課長が決定できる共通専決事項は、おおむね別表1に定めるとおりとする。
2 教育長、 <u>局長</u> 及び課長が決定できる個別専決事項は、おおむね別表2に定めるとおりとする。	2 教育長、 <u>教育部長</u> 及び課長が決定できる個別専決事項は、おおむね別表2に定めるとおりとする。
(教育長の専決事項の代決)	(教育長の専決事項の代決)
第6条 教育長が専決することができる事項について、教育長が不在のときは <u>局長</u> が代決することができる。	第6条 教育長が専決することができる事項について、教育長が不在のときは <u>教育部長</u> が代決することができる。
(局長の専決事項の代決)	(教育部長の専決事項の代決)
第7条 <u>局長</u> が不在の場合における <u>局長</u> が専決することができる事項について、理事を置くときは、あらかじめ <u>局長</u> が事項ごとに指定する理事が代決することができる。	第7条 <u>教育部長</u> が不在の場合における <u>教育部長</u> が専決することができる事項について、理事を置くときは、あらかじめ <u>教育部長</u> が事項ごとに指定する理事が代決することができる。

改 正 案	現 行
2 前項に規定する事項について、理事を置かず次長を置くときは、あらかじめ <u>局長</u> が事項ごとに指定する次長が代決することができる。ただし、統括監を置くときは、統括監が担当する事務に限り、統括監が代決するものとする。	2 前項に規定する事項について、理事を置かず次長を置くときは、あらかじめ <u>教育部長</u> が事項ごとに指定する次長が代決することができる。ただし、統括監を置くときは、統括監が担当する事務に限り、統括監が代決するものとする。
3 <u>第1項</u> に規定する事項について、理事又は次長及び統括監が不在のとき又はいずれも置かないときは、 <u>事務局参事</u> を置く場合にあってはあらかじめ <u>局長</u> が事項ごとに指定する <u>事務局参事が</u> 、 <u>事務局参事</u> を置かない場合にあってはあらかじめ <u>局長</u> が事項ごとに指定する課長が、それぞれ代決することができる。	3 <u>第一項</u> に規定する事項について、理事又は次長及び統括監が不在のとき又はいずれも置かないときは、 <u>部参事</u> を置く場合にあってはあらかじめ <u>教育部長</u> が事項ごとに指定する <u>部参事が</u> 、 <u>部参事</u> を置かない場合にあってはあらかじめ <u>教育部長</u> が事項ごとに指定する課長が、それぞれ代決することができる。
第8条 (略)	第8条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 <u>第1項</u> に規定する事項について、課長、課参事、課長補佐及び担当長が不在のとき又はいずれも置かないときは、あらかじめ課長が事項ごとに指定する係長等が、代決することができる。	3 <u>第一項</u> に規定する事項について、課長、課参事、課長補佐及び担当長が不在のとき又はいずれも置かないときは、あらかじめ課長が事項ごとに指定する係長等が、代決することができる。
(理事及び統括監の専決事項)	(理事及び統括監の専決事項)
第9条 <u>局長</u> の権限に属する事項のうち、あらかじめ委員会の承認を得たものについては、 <u>局長</u> が指定する理	第9条 <u>教育部長</u> の権限に属する事項のうち、あらかじめ委員会の承認を得たものについては、 <u>教育部長</u> が指

改 正 案	現 行																																														
事又は統括監が専決することができる。 (教育長、 <u>局長</u> 及び課長が欠けた場合の専決等)	定する理事又は統括監が専決することができる。 (教育長、 <u>教育部長</u> 及び課長が欠けた場合の専決等)																																														
第13条 教育長が専決することができる事項について教育長が欠けた場合は、委員会が決裁する。	第13条 教育長が専決することができる事項について教育長が欠けた場合は、委員会が決裁する。																																														
2 <u>局長</u> が専決することができる事項について <u>局長</u> が欠けた場合は、教育長が専決する。	2 <u>教育部長</u> が専決することができる事項について <u>教育部長</u> が欠けた場合は、教育長が専決する。																																														
3 課長が専決することができる事項について課長が欠けた場合は、 <u>局長</u> が専決する。	3 課長が専決することができる事項について課長が欠けた場合は、 <u>教育部長</u> が専決する。																																														
別表第1 共通専決事項	別表第1 共通専決事項																																														
1 庶務に関する事項	1 庶務に関する事項																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">専決事項</th> <th colspan="3">専決区分</th> </tr> <tr> <th>教育長</th> <th>局長</th> <th>課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(20) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(21) 旅行命令 (出張に限る。) 及びその復命に関すること。</td> <td>局長</td> <td>理事、統括監、次長、<u>事務局参事</u>、<u>課長</u></td> <td>所属職員</td> </tr> <tr> <td>(22) 職員の休暇、欠勤、私事旅行その他服務に関すること。</td> <td>局長</td> <td>理事、統括監、次長、<u>事務局参事</u>、<u>課長</u></td> <td>所属職員</td> </tr> <tr> <td>(23)～(24) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	専決事項	専決区分			教育長	局長	課長	(1)～(20) (略)	(略)	(略)	(略)	(21) 旅行命令 (出張に限る。) 及びその復命に関すること。	局長	理事、統括監、次長、 <u>事務局参事</u> 、 <u>課長</u>	所属職員	(22) 職員の休暇、欠勤、私事旅行その他服務に関すること。	局長	理事、統括監、次長、 <u>事務局参事</u> 、 <u>課長</u>	所属職員	(23)～(24) (略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">専決事項</th> <th colspan="3">専決区分</th> </tr> <tr> <th>教育長</th> <th>教育部長</th> <th>課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(20) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(21) 旅行命令 (出張に限る。) 及びその復命に関すること。</td> <td>教育部長</td> <td>理事、統括監、次長、<u>部参事</u>、<u>課長</u></td> <td>所属職員</td> </tr> <tr> <td>(22) 職員の休暇、欠勤、私事旅行その他服務に関すること。</td> <td>教育部長</td> <td>理事、統括監、次長、<u>部参事</u>、<u>課長</u></td> <td>所属職員</td> </tr> <tr> <td>(23)～(24) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	専決事項	専決区分			教育長	教育部長	課長	(1)～(20) (略)	(略)	(略)	(略)	(21) 旅行命令 (出張に限る。) 及びその復命に関すること。	教育部長	理事、統括監、次長、 <u>部参事</u> 、 <u>課長</u>	所属職員	(22) 職員の休暇、欠勤、私事旅行その他服務に関すること。	教育部長	理事、統括監、次長、 <u>部参事</u> 、 <u>課長</u>	所属職員	(23)～(24) (略)	(略)	(略)	(略)
専決事項		専決区分																																													
	教育長	局長	課長																																												
(1)～(20) (略)	(略)	(略)	(略)																																												
(21) 旅行命令 (出張に限る。) 及びその復命に関すること。	局長	理事、統括監、次長、 <u>事務局参事</u> 、 <u>課長</u>	所属職員																																												
(22) 職員の休暇、欠勤、私事旅行その他服務に関すること。	局長	理事、統括監、次長、 <u>事務局参事</u> 、 <u>課長</u>	所属職員																																												
(23)～(24) (略)	(略)	(略)	(略)																																												
専決事項	専決区分																																														
	教育長	教育部長	課長																																												
(1)～(20) (略)	(略)	(略)	(略)																																												
(21) 旅行命令 (出張に限る。) 及びその復命に関すること。	教育部長	理事、統括監、次長、 <u>部参事</u> 、 <u>課長</u>	所属職員																																												
(22) 職員の休暇、欠勤、私事旅行その他服務に関すること。	教育部長	理事、統括監、次長、 <u>部参事</u> 、 <u>課長</u>	所属職員																																												
(23)～(24) (略)	(略)	(略)	(略)																																												
2 財務に関する事項	2 財務に関する事項																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">専決事項</th> <th colspan="3">専決区分</th> </tr> <tr> <th>教育長</th> <th>局長</th> <th>課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～17 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	専決事項	専決区分			教育長	局長	課長	1～17 (略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">専決事項</th> <th colspan="3">専決区分</th> </tr> <tr> <th>教育長</th> <th>教育部長</th> <th>課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～17 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	専決事項	専決区分			教育長	教育部長	課長	1～17 (略)	(略)	(略)	(略)																								
専決事項		専決区分																																													
	教育長	局長	課長																																												
1～17 (略)	(略)	(略)	(略)																																												
専決事項	専決区分																																														
	教育長	教育部長	課長																																												
1～17 (略)	(略)	(略)	(略)																																												

改 正 案			現 行																																																																																								
<p>別表第2</p> <p>個別専決事項</p> <p>1 教育政策課に関する事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">専決事項</th><th colspan="3">専決区分</th></tr> <tr> <th>教育長</th><th>局長</th><th>課長</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1~8 (略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table> <p>2 指導課に関する事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">専決事項</th><th colspan="3">専決区分</th></tr> <tr> <th>教育長</th><th>局長</th><th>課長</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1~9 (略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table> <p>3 生涯学習課に関する事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">専決事項</th><th colspan="3">専決区分</th></tr> <tr> <th>教育長</th><th>局長</th><th>課長</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1~25 (略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>26 青少年健全育成の推進に関すること。</td><td></td><td></td><td>○</td></tr> <tr> <td>27 放課後児童クラブの運営に関すること。</td><td></td><td></td><td>○</td></tr> <tr> <td>28 スポーツ・レクリエーションの推進に関すること。</td><td></td><td></td><td>○</td></tr> <tr> <td>29 社会体育施設の使用許可及び管理運営に関すること。</td><td></td><td></td><td>○</td></tr> <tr> <td>30 大阪府から使用許可を受ける汐見公園、助松埠頭中央緑地及び泉大津旧港B地区緑地(なぎさ公園テニスコート)の利用及び維持に</td><td></td><td></td><td>○</td></tr> </tbody> </table>			専決事項	専決区分			教育長	局長	課長	1~8 (略)	(略)	(略)	(略)	専決事項	専決区分			教育長	局長	課長	1~9 (略)	(略)	(略)	(略)	専決事項	専決区分			教育長	局長	課長	1~25 (略)	(略)	(略)	(略)	26 青少年健全育成の推進に関すること。			○	27 放課後児童クラブの運営に関すること。			○	28 スポーツ・レクリエーションの推進に関すること。			○	29 社会体育施設の使用許可及び管理運営に関すること。			○	30 大阪府から使用許可を受ける汐見公園、助松埠頭中央緑地及び泉大津旧港B地区緑地(なぎさ公園テニスコート)の利用及び維持に			○	<p>別表第2</p> <p>個別専決事項</p> <p>1 教育政策課に関する事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">専決事項</th><th colspan="3">専決区分</th></tr> <tr> <th>教育長</th><th>教育部長</th><th>課長</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1~8 (略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table> <p>2 指導課に関する事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">専決事項</th><th colspan="3">専決区分</th></tr> <tr> <th>教育長</th><th>教育部長</th><th>課長</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1~9 (略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table> <p>3 生涯学習課に関する事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">専決事項</th><th colspan="3">専決区分</th></tr> <tr> <th>教育長</th><th>教育部長</th><th>課長</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1~25 (略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>			専決事項	専決区分			教育長	教育部長	課長	1~8 (略)	(略)	(略)	(略)	専決事項	専決区分			教育長	教育部長	課長	1~9 (略)	(略)	(略)	(略)	専決事項	専決区分			教育長	教育部長	課長	1~25 (略)	(略)	(略)	(略)
専決事項	専決区分																																																																																										
	教育長	局長	課長																																																																																								
1~8 (略)	(略)	(略)	(略)																																																																																								
専決事項	専決区分																																																																																										
	教育長	局長	課長																																																																																								
1~9 (略)	(略)	(略)	(略)																																																																																								
専決事項	専決区分																																																																																										
	教育長	局長	課長																																																																																								
1~25 (略)	(略)	(略)	(略)																																																																																								
26 青少年健全育成の推進に関すること。			○																																																																																								
27 放課後児童クラブの運営に関すること。			○																																																																																								
28 スポーツ・レクリエーションの推進に関すること。			○																																																																																								
29 社会体育施設の使用許可及び管理運営に関すること。			○																																																																																								
30 大阪府から使用許可を受ける汐見公園、助松埠頭中央緑地及び泉大津旧港B地区緑地(なぎさ公園テニスコート)の利用及び維持に			○																																																																																								
専決事項	専決区分																																																																																										
	教育長	教育部長	課長																																																																																								
1~8 (略)	(略)	(略)	(略)																																																																																								
専決事項	専決区分																																																																																										
	教育長	教育部長	課長																																																																																								
1~9 (略)	(略)	(略)	(略)																																																																																								
専決事項	専決区分																																																																																										
	教育長	教育部長	課長																																																																																								
1~25 (略)	(略)	(略)	(略)																																																																																								

改 正 案			現 行
<u>関するこ と。</u>			
31 大阪府か ら使用許可 を受ける汐 見公園、助 松埠頭中央 緑地及び泉 大津旧港B地 区緑地（な ぎさ公園テ ニスコ一 ト）に係る 利用料金に 関するこ と。			○
32 泉大津市 スポーツ施 設運営委員 会の事務に 関するこ と。			○
33 総合体育 館の臨時休 館、開館及 び閉館時間 の変更に關 すること。			○

4 スポーツ青少年課に関する事項

専決事項	専決区分		
	教育長	教育部長	課長
1 青少年健全 育成の推進に 関すること。			○
2 放課後児童 クラブの運営 に関するこ と。			○
3 スポーツ・ レクリエー ションの推進 に関するこ と。			○
4 社会体育施 設の使用許可 及び管理運営 に関するこ と。			○

改 正 案	現 行
	と。 5 大阪府から 使用許可を受 ける汐見公 園、助松埠頭 中央緑地及び 泉大津旧港 B 地区緑地（な ぎさ公園テニ スコート）の 利用及び維持 に関するこ と。
	6 大阪府から 使用許可を受 ける汐見公 園、助松埠頭 中央緑地及び 泉大津旧港 B 地区緑地（な ぎさ公園テニ スコート）に 係る利用料金 に関するこ と。
	7 泉大津市ス ポーツ施設運 営委員会の事 務に関するこ と。
	8 総合体育館 の臨時休館、 開館及び閉館 時間の変更に 関すること。

第3 泉大津市教育委員会文書規程新旧対照表（第3条関係）

改 正 案	現 行
(準用) 第8条 この規程に定めるものほ か、委員会の文書の取扱いについて は、泉大津市文書規程（昭和47年 泉大津市規程第3号）の規定を準用	(準用) 第8条 この規程に定めるものほ か、委員会の文書の取扱いについて は、泉大津市文書規程（昭和47年 泉大津市規程第3号）の規定を準用

改 正 案	現 行
<p>する。この場合において、同規程第19条中「市長名又は市名」とあるのは「教育委員会名」と、同条ただし書中「副市長」とあるのは「教育長」と、「会計管理者、部長」とあるのは<u>「局長」</u>と読み替えるものとする。</p>	<p>する。この場合において、同規程第19条中「市長名又は市名」とあるのは「教育委員会名」と、同条ただし書中「副市長」とあるのは「教育長」と、「会計管理者、部長」とあるのは<u>「部長」</u>と読み替えるものとする。</p>

第4 泉大津市立幼稚園教員任用委員会規程新旧対照表（第4条関係）

改 正 案	現 行
<p>(委員長及び委員の任命)</p> <p>第6条 委員長は、教育長をもってこれに充て、委員は、<u>局長</u>その他の委員長が指名する者をもって充てる。</p>	<p>(委員長及び委員の任命)</p> <p>第6条 委員長は、教育長をもってこれに充て、委員は、<u>教育部長</u>その他の委員長が指名する者をもって充てる。</p>

教育委員会資料
7. 3. 19
教育政策課

議案第14号

第2次泉大津市教育振興基本計画の策定について

1 趣 旨

教育分野の最上位計画である泉大津市教育振興基本計画の計画期間が、令和6年度をもって満了することに伴い、教育基本法第17条第2項に基づき、第2次泉大津市教育振興基本計画を策定する。

2 根拠法令等

教育基本法第17条第2項

(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

3 内 容

別紙「第2次泉大津市教育振興基本計画（案）」のとおり

教育委員会資料
7. 3. 19
指導課

議案第15号

「令和7年度 学校園に対する教育方針」について

1 楽 旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第5号の規定に基づき、学校園に対する教育方針を示すものである。

2 審議内容

令和7年度学校園に対する教育方針の作成に係る事務を泉大津市教育委員会の事務委任等に関する規則第2条及び第3条第1項に基づき臨時に教育長に代理させる。

3 別冊資料

別冊 令和7年度学校園に対する教育方針（案）

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

（1～4略）

5 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。

泉大津市教育委員会の事務委任等に関する規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

（1）略

（2）学校教育、社会教育及び青少年教育の基本方針に関するこ。

（3）～（8）略

第3条 教育委員会は、会議の議決に基づき、前条各号に掲げる事務を教育長に臨時に代理させることができる。

教育委員会資料
7. 3. 19
生涯学習課

議案第16号

地域学校協働活動推進員の委嘱について

1 趣 旨

泉大津市地域学校協働活動推進員設置要綱に基づき、地域学校協働活動を円滑かつ効果的に推進するため、地域において社会的信望がある者であつて、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者の中から、各学校の学校長の推薦により、泉大津市教育委員会が委嘱するものである。

2 根拠法令

社会教育法

第九条の七 教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

泉大津市地域学校協働活動推進員設置要綱

第4条 推進員は、各学校の学校長の推薦により、教育委員会が委嘱する。

3 任期

任期1年（泉大津市地域学校協働活動推進員設置要綱 第5条）

4 委嘱期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日

5 候補者

別紙5のとおり

別紙 5

令和 7 年度 地域学校協働活動推進員 候補者名簿

	学校名	推進員名
1	戎小学校	宿南 洋一
2	旭小学校	田中 昭男
3	穴師小学校	藤田 真由美
4	上條小学校	矢野 千寿
5	浜小学校	村原 麻由美
6	条東小学校	野村 忠明
7	条南小学校	立石 ユミ
8	楠小学校	久井 孝則
9	東陽中学校	前田 政利
10	誠風中学校	兼西 美紀
11	小津中学校	米矢 吉宏

教育委員会資料
7. 3. 19
スポーツ青少年課

議案第 17 号

泉大津市スポーツ推進委員の委嘱について

1 目的

泉大津市におけるスポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整や住民にスポーツに関する指導及び助言を行うスポーツ推進委員が令和 6 年度末で任期満了のため、令和 7 年度及び令和 8 年度における泉大津市スポーツ推進委員を委嘱するもの。

2 根拠法令

スポーツ基本法

(スポーツ推進委員)

第 32 条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあっては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

泉大津市スポーツ推進委員に関する規則

(定数)

第 3 条 推進委員の定数は、20 人以内とする。

(任期)

第 4 条 推進委員の任期は 2 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の推進委員の任期は前任者の残任期間とする。

3 委嘱期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日

4 候補者 別紙 6 のとおり

旧 泉大津市スポーツ推進委員名簿（2023・24年度）

新 泉大津市スポーツ推進委員名簿（2025・26年度）

役職	氏名	住所	備考
会長	渡辺 一	泉大津市虫取町2丁目8番4号	51年
副会長	木野 欽司	泉大津市虫取町2丁目3番4号	43年
副会長	道正田 真弓	泉大津市東港町6番5号	27年
会計	中岸 俊樹	泉大津市神明町3番18号	27年
監事	高山 正宣	泉大津市要池住宅2-804	45年
委員	山崎 正人	泉大津市楠町東1番20号	41年
委員	高山 雅彦	泉大津市西港町14番23号	38年
委員	本田 ますみ	泉大津市東助松町2丁目5番29号	33年
委員	鈴木 光子	泉大津市高津町8番15号	33年
委員	石神 健彦	泉大津市本町5番18号	17年
委員	大垣 真美	泉大津市豊中町1丁目16番1号	17年
委員	小西 寿昭	泉大津市池浦町2丁目15番16号	11年
委員	大久保 学	泉大津市下条町2番16号	9年
委員	榎並 伸弥	泉大津市東雲町11番23-106号	9年
委員	小森 博	泉大津市尾井千原町3-5-101	7年
委員	大西 孝尚	泉大津市東雲町5-50-1	7年
委員	森田 晃	泉大津市下条町12番8号	6年
委員	小池 久美	泉大津市豊中町1-4-5-401	6年
委員	小川 真	泉大津市曾根町2-3-41	1年
委員	金原 美穂	泉大津市我孫子29-9	1年

以上20名

氏名	住所	備考
渡辺 一	泉大津市虫取町2丁目8番4号	52年
木野 欽司	泉大津市虫取町2丁目3番4号	44年
道正田 真弓	泉大津市東港町6番5号	28年
中岸 俊樹	泉大津市神明町3番18号	28年
高山 正宣	泉大津市要池住宅2-804	46年
山崎 正人	辞退	
高山 雅彦	泉大津市西港町14番23号	39年
本田 ますみ	泉大津市東助松町2丁目5番29号	34年
鈴木 光子	辞退	
石神 健彦	泉大津市本町5番18号	18年
大垣 真美	泉大津市豊中町1丁目16番1号	18年
小西 寿昭	泉大津市池浦町2丁目15番16号	12年
大久保 学	泉大津市下条町2番16号	10年
榎並 伸弥	泉大津市東雲町7番24号	10年
小森 博	泉大津市尾井千原町3-5-101	8年
大西 孝尚	泉大津市東雲町5-50-1	8年
森田 晃	泉大津市下条町12番8号	7年
小池 久美	泉大津市豊中町1丁目4番5号-401	7年
小川 真	泉大津市曾根町2-3-41	2年
金原 美穂	辞退	
松井 望々香	泉大津市助松町3-1-31-406	新規
大谷 忠	泉大津市若宮町1-15	新規

以上19名

教育委員会資料
7. 3. 19
スポーツ青少年課

議案第18号

市立総合体育館の臨時休館について

1 趣旨

令和7年度の運営に当たり、総合体育館がイベント会場になるなど通常の体育館運営が困難になる日がある。

従って、当該日を市立総合体育館の臨時休館日とする。

2 臨時休館日

令和7年 4月 1日 (火) 「事務室設備等更新」

令和7年 4月 29日 (祝) 「指定管理者主催イベント」

令和7年 10月 11日 (土) 「祭礼 (十二町連合曳)」

令和7年 11月 9日 (日) 「スポーツフェスティバル」

令和8年 1月 11日 (日) 12日 (祝) 「二十歳のつどい」

なお、本来休館日である令和8年1月13日 (火)、14日 (水) を開館日に変更する。

利用者には、広報紙やホームページ及び館内掲示板などにより周知する。

3 根拠法令

泉大津市立総合体育館条例施行規則第3条第1項

体育館の休館日は、次のとおりとする。ただし、委員会が特に必要があると認めるとときは、臨時に休館又は開館することができる。

教育委員会資料
7. 3. 19
教育政策課

報告第6号

動産の取得について

1 趣 旨

動産の買入れにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条並びに第3条により、議会に付すべき契約及び財産の取得であることから、教育長が代理に議会に上程し、承認可決されたので報告するものである。

2 根拠法令

○議会の議決に付すべき契約及び動産の取得又は処分に関する条例

(昭和39年3月18日条例第6号)

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産又は動産の買入れ又は売払い(土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)とする。

○泉大津市教育委員会の事務委任等に関する規則

(昭和49年5月28日教委規則第4号)

第3条 教育委員会は、会議の議決に基づき、前条各号に掲げる事務を教育長に臨時に代理させることができる。

2 教育長は、緊急やむを得ないときは、前項の規定にかかわらず、教育委員会の会議の議決を得ることなく、前条各号に掲げる事項に関する事務を臨時に代理することができる。

○泉大津市教育委員会会議規則

(昭和27年11月1日教委規則第2号)

(委任事務等の報告)

第11条 教育長は、教育委員会の事務委任等に関する規則（昭和49年泉大津市教育委員会規則第4号）第2条で委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を委員会に遅滞なく報告しなければならない。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の意見聴取)

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

3 内容

別紙7～12のとおり

動産の取得について

- 1 取得した動産 泉大津市小学校給食用牛乳
- 2 取得予定金額 27,324,000円
- 3 取得予定数量 440,000本
- 4 契約の方法 隨意契約
- 5 契約の相手方
所 在 羽曳野市誉田3丁目3番15号
名 称 株式会社サンエッセン
代表取締役 山 口 利 昭
- 6 契 約 日 令和5年4月1日
- 7 契 約 期 間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

動産の取得について

- 1 取得した動産 泉大津市小学校給食用牛乳
- 2 取得予定金額 30,132,000円
- 3 取得予定数量 450,000本
- 4 契約の方法 隨意契約
- 5 契約の相手方 所 在 羽曳野市誉田3丁目3番15号
名 称 株式会社サンエッセン
代表取締役 山 口 利 昭
- 6 契 約 日 令和6年4月1日
- 7 契 約 期 間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

動産の取得について

- 1 取得した動産 泉大津市立図書館図書
- 2 取得予定金額 33,000,000円
- 3 取得予定数量 14,000冊
- 4 契約の方法 隨意契約
- 5 契約の相手方
所 在 泉大津市田中町10番19号
名 称 泉大津市図書納入組合
組合長 谷 恒 臣
- 6 契 約 日 令和3年4月1日
- 7 契 約 期 間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

動産の取得について

- 1 取得した動産 泉大津市立図書館図書
- 2 取得予定金額 31,000,000円
- 3 取得予定数量 13,000冊
- 4 契約の方法 隨意契約
- 5 契約の相手方
所 在 泉大津市本町1番1号
名 称 泉大津市図書納入組合
組合長 山崎 欣哉
- 6 契 約 日 令和4年4月1日
- 7 契 約 期 間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

動産の取得について

- 1 取得した動産 泉大津市立図書館図書
- 2 取得予定金額 30,492,000円
- 3 取得予定数量 12,000冊
- 4 契約の方法 隨意契約
- 5 契約の相手方
所 在 泉大津市松之浜町一丁目1番7号
名 称 泉大津市図書納入組合
組合長 奥 田 和 男
- 6 契 約 日 令和5年4月1日
- 7 契 約 期 間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

動産の取得について

- | | |
|----------|---|
| 1 取得した動産 | 泉大津市立図書館図書 |
| 2 取得予定金額 | 30,000,000円 |
| 3 取得予定数量 | 13,000冊 |
| 4 契約の方法 | 随意契約 |
| 5 契約の相手方 | 所在 泉大津市田中町10番19号
名称 泉大津市図書納入組合
組合長 谷 恒臣 |
| 6 契約日 | 令和6年4月1日 |
| 7 契約期間 | 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで |

教育委員会資料
7. 3. 19
教育政策課

報告第 7 号

泉大津市教育委員会の後援名義使用について

1 楽 旨

泉大津市教育委員会の後援等に関する要綱に基づき、後援を承認したので報告するものである。

2 根拠法令

泉大津市教育委員会の後援等に関する要綱

第 6 条第 2 項 教育長は前項の規定により専決処理をしたときは、事後
その旨を委員会に報告しなければならない。

3 報告対象期間

令和 7 年 2 月 1 日（土）～ 令和 7 年 2 月 28 日（金）

4 内 容

別紙 1 3 のとおり

【承認】

番号	専決日	実施日	件名	申請団体
1	R7.2.4	R7.4.26～ R7.5.6	第52回泉大津市長旗杯争奪 泉大津大会	泉大津野球会 泉大津ヤング
2	R7.2.4	R7.3.8	「いただきます2 ここは、発酵の楽園」上映事業	みんなの居場所ラッキーク ローバー
3	R7.2.4	R7.3.15～ R7.3.16	2025年度わんぱくクラブ アドベンチャースクール 体験会	NPO法人ピープルアクティブ ライフ
4	R7.2.4	①R7.7.20 ②R7.10.4	泉州中学校・高等学校進学説明会2026	泉州中学校・高等学校進学説 明会2026実行委員会
5	R7.2.5	R7.4.12～ R7.9.27	2025年度 あすと市民大学（前期）	あすとホール
6	R7.2.19	R7.6.6	第19回Premium Concert	泉大津市音楽家協会
7	R7.2.19	R7.4.12～ R8.2.15	2025年度わんぱくクラブ	NPO法人ピープルアクティブ ライフ
8	R7.2.19	R7.4.12～ R8.3.1	2025年度アドベンチャースクール	NPO法人ピープルアクティブ ライフ
9	R7.2.19	R7.4.27～ R8.2.22	2025年度SEEDs中学生プログラム	NPO法人ピープルアクティブ ライフ
10	R7.2.21	R8.2.1	永原トミヒロ企画「人形浄瑠璃文楽若手会」	永原トミヒロ企画
11	R7.2.26	R7.3.9	雨でもマーケット（第5回）おやこdeたのしむハピ ★ラキまつり	泉大津中央商店街やったろ会
12	R7.2.28	R7.3.2	子ども服のお下がり交換会「おさがりくるりん」	子どもの未来を考えるママの 会 まとうえる
13	R7.2.28	R7.3.9	キッズフリマ	泉大津市役所政策推進部地域 経済課

【不承認】

番号	専決日	件名	申請団体
1	R7.2.4	企業主導型両親学級	一般社団法人ボディセンス・イン スティュート

教育委員会資料
7. 3. 19
教育政策課

議案第19号

令和6年度教育委員会表彰被表彰者の追加決定について

1 趣 旨

令和2年度教育委員会表彰の被表彰者として決定しておりました当時の学校医3名について、表彰状の送付漏れが発覚したため、あらためて被表彰者候補として諮るものである。

2 根拠法令

- 泉大津市教育委員会表彰規程
- 泉大津市教育委員会表彰実施要綱

3 候補者

別紙14のとおり

4 今後の予定

- 3月下旬 被表彰者へ賞状を送付
- 5月 市広報紙へ被表彰者を掲載

○泉大津市教育委員会表彰規程

昭和 28 年 3 月 3 日

教委規程第 1 号

第 1 条 泉大津市教育委員会(以下「委員会」という。)の所管に属する学校園の教職員(府費負担職員を含む。)であつて次の各号のいずれかに該当する者があるときは委員会がこれを表彰する。

- (1) 業務上の成績が特に優秀な者
- (2) 業務上特に有益な調査、研究、発明、発見又は工夫、考案をした者
- (3) 業務の遂行に關し特に他の模範とするに足る行為があつた者
- (4) 災害を未然に防止し又は災害に際し特に功労があつた者
- (5) その他委員会が表彰するのが適當であると認める者

(平 2 教委規程 1・平 25 教委規程 1・令 7 教委規程 2・一部改正)

第 2 条 委員会の所管に属する学校園の学校医、学校歯科医又は学校薬剤師(以下「学校医等」という。)で次の各号のいずれかに該当する者があるときは委員会がこれを表彰する。

- (1) 学校医等として 20 年以上在職した者
 - (2) その他委員会が表彰するのが適當であると認める者
- (令 7 教委規程 2・一部改正)

第 3 条 委員会の所管に属する学校園の児童、生徒又は園児で次の各号のいずれかに該当する者があるときは、校長又は園長の推薦によって委員会がこれを表彰する。

- (1) 有益な調査、研究、発明、発見又は工夫、考案した者
- (2) 特に他の模範とするに足る行為があつた者
- (3) 文化活動又はスポーツに関する大会において特に優秀な成績を収めた者
- (4) その他委員会が表彰するのが適當であると認める者

(平 2 教委規程 1・令 7 教委規程 2・一部改正)

第 4 条 前 3 条に規定するものを除くほか、泉大津市に在住若しくは勤務する者又は泉大津市に所在する団体(以下「泉大津市在住者等」という。)

であって、次の各号のいずれかに該当するものがあるときは、委員会がこれを表彰する。

- (1) 教育の発達について特に功績があったもの
- (2) 社会教育及び社会体育等の活動において特に優秀な成績をあげたもの
- (3) その他委員会が表彰するのが適当であると認めるもの

2 委員会は、泉大津市在住者等以外のものであって、前項各号のいずれかに該当するものがあるときは、これを表彰することができる。

(平2教委規程1・令7教委規程2・一部改正)

第5条 表彰は、表彰状又は表彰状及び副賞を授与してこれを行う。

(平2教委規程1・平10教委規程1・一部改正)

第6条 表彰該当者のあるときは、必要に応じて隨時これを行う。

第7条 表彰されるべき者がその表彰前に死亡したときは、危篤に陥ったときにさかのぼってこれを表彰する。

(平2教委規程1・一部改正)

第8条 委員会は、この規程により表彰を受けたことのあるものに対して再度の表彰を行わない。ただし、教育長が別に定めるときは、この限りでない。

(平28教委規程2・一部改正)

第9条 この規程に定めるもののほか、表彰について必要な事項は、教育長が別に定める。

(平28教委規程2・一部改正)

附 則

この規程は、昭和28年3月3日から施行する。

附 則(平成2年1月26日教委規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年10月29日教委規程第1号)

この規程は、平成10年11月1日から施行する。

附 則(平成25年4月1日教委規程第1号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する

附 則(平成 28 年 4 月 28 日教委規程第 2 号)

この規程は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 6 年 12 月 27 日教委規程第 2 号)

この規程は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

泉大津市教育委員会表彰実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、泉大津市教育委員会表彰規程（昭和28年泉大津市教育委員会規程第1号。以下「規程」という。）第8条及び第9条の規定に基づき、泉大津市教育委員会（以下「委員会」という。）が行う表彰の実施について必要な事項を定める。

(用語)

第2条 この要綱における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 大会 国、地方公共団体又は公益社団法人、公益財団法人その他の公益を目的とする団体が、主催し、共催し、又は後援する文化活動又はスポーツに係る競技会、選考会、コンクールその他の大会（開催の趣旨、出場者又は参加者の構成を考慮して、教育長がこれに準ずるものと認めるものを含む。）をいう。
- (2) 予選 その大会における成績により、地域的規模がより大きい大会に出場し、又は参加する資格を得ることができる大会をいう。
- (3) 国内大会 国内において、一以上の都道府県（これに準ずると教育長が認めるものを含む。以下同じ。）の区域を単位として開催される大会で、全国大会以外のものをいう。
- (4) 全国大会 全国を対象として開催される大会をいう。
- (5) 国際大会 二以上の国を対象として開催される大会をいう。
- (6) 入賞 表彰の対象となる成績を収めた大会で定められた入賞基準を満たす成績を収めることをいう。

(園児・児童・生徒の部の表彰基準)

第3条 規程第3条第2号に掲げる者の基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 環境の美化、障がい者又は高齢者の福祉の増進、伝統文化の継承等に係る活動を概ね2年以上にわたって継続していること。
- (2) 人命救助、災害の未然防止その他これらに類する行為を行ったこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、他の者に模範となる善行をしたこと。

第4条 規程第3条第3号に掲げる者の基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 委員会の所管に属する学校園の園児、児童生徒等で別表第1に掲げる成績を収めた者。
- (2) その他委員会が表彰するのが適当であると認める成績を収めた者。

第5条 規程第4条第2号に掲げる者の基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 委員会の所管に属する学校園の園児、児童生徒等、泉大津市に在住又は勤務する者及び泉大津市に所在する団体で別表第2に掲げる成績を収めた者。
- (2) その他委員会が表彰するのが適当であると認める成績を収めた者。

(再度の表彰)

第6条 規程第8条ただし書きに規定する教育長が別に定めるときは、次の各号に

定めるところによる。

- (1) 規程第1条から規程第4条までの各号の規定（以下「表彰対象のもの」という。）により表彰を受けたものが、当該各号以外の表彰対象のものにより表彰の対象となるとき。
- (2) 異なる大会（次号に規定するものを除く。）又は競技種目で表彰の対象となるとき。
- (3) 地域的規模がより大きい大会があるので別表第2に掲げるものとなるとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認めたとき。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、表彰について必要な事項は教育長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年9月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

大会の種類	成績
国際大会・全国大会	入賞以上
	出場・参加（資格を得たことを含む。）
近畿大会等の国内大会	入賞以上
上位大会の予選を兼ねる大阪府大会等	最も優秀な成績

別表第2（第5条関係）

今回の成績		前回表彰された成績					
大会の種別	成績	上位大会の予選を兼ねる大阪府大会等	近畿大会等の国内大会	国際大会・全国大会			
		優勝	入賞	優勝	出場・参加（資格を得たことを含む。）	入賞	優勝
国際大会・全国大会	優勝	表彰する	表彰する	表彰する	表彰する	表彰する	表彰しない
	入賞	表彰する	表彰する	表彰する	表彰する	表彰しない	表彰しない
	出場・参加（資格を得たことを含む。）	表彰する	表彰する	表彰する	表彰しない	表彰しない	表彰しない
近畿大会等の国内大会	優勝	表彰する	表彰する	表彰しない	表彰しない	表彰しない	表彰しない
	入賞	表彰する	表彰しない	表彰しない	表彰しない	表彰しない	表彰しない

住所	氏名	生年月日	職業	功績	事前審査
豊中町2丁目5番10号 (医院) 豊中町2丁目5番10号 (自宅)	あぶらたに れいこ 油 谷 令子	昭和23年 7月6日 (76歳)	医師	学校医として24年間勤務 上條小 平成12年4月1日～平成24年3月31日 東陽中 平成24年4月1日～令和6年3月31日	○
旭町23番38号 (医院) 大阪狭山市西山台3丁目 14番13号 (自宅)	おき もと とし あき 沖 本 俊 明	昭和29年 5月12日 (71歳)	医師	学校医として23年間勤務 旭幼稚園 平成11年4月1日～平成20年3月31日 誠風中 平成13年7月1日～令和4年3月31日	○
東豊中町1丁目8番7号 (医院) 和泉市伯太町5丁目 30番15号 (自宅)	こ にし やす ぞう 小 西 康 三	昭和39年 8月28日 (60歳)	歯科医	学校歯科医として24年間在職 誠風中 平成12年4月1日～現在	○

教育委員会資料
7. 3. 19
教育政策課

議案第20号

令和6年度泉大津市一般会計補正予算について

1 楽 旨

令和6年度泉大津市一般会計補正予算のうち教育に関する内容について、地方自治法第218条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき諮るものである。

2 根拠法令

地方自治法

（補正予算、暫定予算等）

第二百十八条 普通地方公共団体の長は、予算の調製後に生じた事由に基づいて、規定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を調製し、これを議会に提出することができる。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育委員会の意見聴取）

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

3 内 容

別紙15のとおり

教育費 8号補正 岁出

(単価：千円)

課名	事業名	節	細々節	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額	主な内容
1 スポーツ青少年課	スポーツ施設管理運営事業	工事請負費	補修工事費	0	3,729	3,729	総合体育館トップライトガラス修繕
合計				合計	0	3,729	3,729

教育委員会資料
7. 3. 19
指導課

議案第21号

令和7年度当初泉大津市立小・中学校 一般教職員人事について

1 趣 旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第3号の規定に基づき、教育機関の職員（一般職）の人事を行うものである。

2 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律
(教育委員会の職務権限)

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

三 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

3 別紙資料

「令和7年度当初 泉大津市立小・中学校教職員異動一覧」

教育委員会資料
7. 3. 19
指導課

議案第22号

令和7年度当初泉大津市立小・中学校 管理職人事について

1 趣 旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第3号の規定に基づき、教育機関の職員（管理職）の人事を行うものである。

2 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律
(教育委員会の職務権限)

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

三 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

3 別紙資料

「令和7年度当初 泉大津市立小・中学校管理職異動」